

お知らせ

2021 年 1 月 8 日

独立行政法人国際協力機構
北海道センター（札幌）
契約担当役
所長 齊藤 顕生

2020 年 12 月 24 日（木）に実施した業務説明会での質問等を受け、以下の通り補足情報をお知らせいたします。

- ① 同等品での下見積書提出の場合、サイズ、素材、性能、品質、色、価格（定価）が確認できるカタログ等の資料の提出が必要です。資料には仕様などの記載箇所にマーカ一等をしてください。なお、落札後に JICA が要求する仕様を満たしていないと判断した場合には、仕様を満たす代替品に変更していただきます。変更が不可能な場合は、落札決定を取り消すこともあり得ます。
- ② 下見積書について、訂正公告の内容もふまえ、仕様書に記載の内容でご提出ください。電子データ（エクセル形式）での送付をご希望の場合、事前に電子メール（宛先：hkictad@jica.go.jp）にてご連絡ください。電子データ（エクセル形式）上で、住所・会社名・代表者名・担当者名・電話番号の記載が確認できる場合、押印の省略を認めます。
提出時にはファイル本体にパスワードをかけてお送りいただくよう、お願いいたします。なお、圧縮ファイルでの送付はご遠慮いただいております。
- ③ 下見積書提出後、仮に見積もりに含まれている物品が仕様書の同等品として認められなかった場合、1 月 15 日（金）正午となっている提出期限に間に合うのであれば、下見積書の再提出は可能です。
- ④ 仕様書で示した対象箇所の面積は実測したものであり、平面図の面積とは異なります。ただし微増減がある可能性は考えられるため、契約締結後の納入の際に改めて測量していただきます。
- ⑤ 視覚障害者用のマークチップについては、再利用はせず、新しいものに交換

とします。ただし契約締結後の現地詳細調査において再利用が可能だと判断される場合は、提案も妨げません。その場合は工事費の調整が伴います。交換時には、マークチップ（ステンレス製）のみを取り外し、取り付けていただくことも、既存のカーペットを取り外し、新規でマークチップ付カーペットを取り付けていただくことも可能です。また撤去の際に補修が必要になる場合については、下見積書や入札書に費用として見込む必要はございません。施工中に都度協議し、追加作業や契約変更の必要性を検討させていただきます。

- ⑥ 作業時間は平日 9:30~17:00 を想定しています。その他の時間帯については、契約後の協議で決定します。
- ⑦ 新規カーペットの取り付け後には、消防法に反することのないよう、必ず防炎ラベルの取り付けをしてください。
- ⑧ 施工にあたり、幅木の取外しは不要です。幅木の下にもカーペットがある場合は幅木の形状に切断し、継ぎ目が目立たないように敷き詰めていただきます。
- ⑨ 室内等の什器や備品類については、移動が可能なものは基本的に動かして張り付けていただきます。ただし壁や床と一体となっている什器や備品、また以下に記載のある一部の什器や備品は、それらの形状に切断し、継ぎ目が目立たないように敷き詰めることとします。ただし施工時に移動が可能または不可能と判断される場合については、都度協議することとします。

【業者様による移動不要な什器や備品類】

- ・全対象箇所：空調設備
- ・2F セミナールーム 1~9、2F オリエンテーションルーム・ブリーフィングルーム：壁付キャビネット
- ・2F ラウンジ：置き時計、DVD ラック
- ・2F カウンセラー室：壁付キャビネット、ロッカー1 台
- ・2F パソコンルーム：LAN サーバー庫、PC 機器、複合機
- ・2F 会議室 1：ロッカー4 台

以上